

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年11月14日

【会社名】 株式会社A Dワークスグループ (注) 1

【英訳名】 A.D.Works Group Co.,Ltd. (注) 1

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 田中 秀夫 (注) 1

【本店の所在の場所】 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 (注) 1

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 株式会社エー・ディー・ワークス
常務取締役CFO 細谷 佳津年

【最寄りの連絡場所】 株式会社エー・ディー・ワークス
東京都千代田区内幸町一丁目1番7号

【電話番号】 03-4500-4200

【事務連絡者氏名】 株式会社エー・ディー・ワークス
常務取締役CFO 細谷 佳津年

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 0円 (注) 2
1,009,563,870円 (注) 3

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注) 1 本訂正届出書提出日現在において、株式会社A Dワークスグループ(以下「当社」といいます。)は未設立であり、2020年4月1日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所につきましては、現時点での予定を記載しております。

2 新株予約権証券の発行価額の総額です。

3 新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額です。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年11月12日付で提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち、2019年11月14日にエー・ディー・ワークスの四半期報告書を提出したことに伴い、一部訂正すべき事項がありますので、これらに関する事項を訂正するとともに、上記のほか、記載内容の一部に訂正すべき事項がありますので当該箇所を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。また、2019年11月12日付で提出いたしました有価証券届出書の添付書類に一部添付漏れがありましたため、本訂正届出書に併せて添付いたします。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券

第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報

第1 組織再編成(公開買付け)の概要

7 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利

8 組織再編成に関する手続

第2 統合財務情報

第三部 企業情報

第1 企業の概況

4 関係会社の状況

第2 事業の状況

1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

2 事業等のリスク

3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

4 経営上の重要な契約等

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(4) 所有者別状況

(5) 大株主の状況

(6) 議決権の状況

発行済株式

第5 経理の状況

第五部 提出会社の特別情報

第1 最近の財務諸表

1 貸借対照表

2 損益計算書

3 株主資本等変動計算書

4 キャッシュ・フロー計算書

第六部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

(1) 組織再編成対象会社が提出した書類

四半期報告書又は半期報告書

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

(添付書類の追加)

取締役会議事録

定款(株式会社エー・ディー・ワークス)

定款(株式会社A Dワークスグループ)

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

以下の添付書類を追加しております。

取締役会議事録

定款(株式会社エー・ディー・ワークス)

定款(株式会社A Dワークスグループ)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

(訂正前)

発行数	267,505個 (注) 1、2、3
発行価額の総額	0 円
発行価格	0 円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	該当事項はありません。
申込期間	該当事項はありません。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	該当事項はありません。
割当日	2020年 4 月 1 日
払込期日	該当事項はありません。
払込取扱場所	該当事項はありません。

- (注) 1 株式会社エー・ディー・ワークス(以下「エー・ディー・ワークス」といいます。)は、2020年4月1日付でエー・ディー・ワークスを株式移転完全子会社とし、当社を株式移転設立完全親会社とする株式移転(以下「本株式移転」といいます。)を予定しております。
- 2 本届出書に係る新株予約権は、当社が本株式移転に際し、エー・ディー・ワークスの発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)におけるエー・ディー・ワークスの新株予約権原簿に記載又は記録された株式会社エー・ディー・ワークス第21回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権 1 個につき、新株予約権 1 個を付与する当社の株式会社A Dワークスグループ第 1 回新株予約権であります。
- 3 2019年9月30日現在におけるエー・ディー・ワークスの上記新株予約権の数の合計に基づいて算出しております。なお、実際に当社が交付する新株予約権の数は、エー・ディー・ワークスの上記新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 4 割当対象者は、基準時におけるエー・ディー・ワークスの新株予約権原簿に記載又は記録されたエー・ディー・ワークスの新株予約権に係る新株予約権者であります。
- 5 新株予約権は、2019年10月21日に開催されたエー・ディー・ワークスの取締役会の決議及び2019年11月29日開催予定のエー・ディー・ワークスの臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う本株式移転に伴い発行する予定です。

(訂正後)

発行数	267,505個 (注) 1、 2、 3
発行価額の総額	0 円
発行価格	0 円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	該当事項はありません。
申込期間	該当事項はありません。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	該当事項はありません。
割当日	2020年 4 月 1 日
払込期日	該当事項はありません。
払込取扱場所	該当事項はありません。

- (注) 1 株式会社エー・ディー・ワークス(以下「エー・ディー・ワークス」といいます。)は、2020年4月1日付でエー・ディー・ワークスを株式移転完全子会社とし、当社を株式移転設立完全親会社とする株式移転(以下「本株式移転」といいます。)を予定しております。
- 2 本訂正届出書に係る新株予約権は、当社が本株式移転に際し、エー・ディー・ワークスの発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)におけるエー・ディー・ワークスの新株予約権原簿に記載又は記録された株式会社エー・ディー・ワークス第21回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の株式会社A Dワークスグループ第1回新株予約権であります。
- 3 2019年9月30日現在におけるエー・ディー・ワークスの上記新株予約権の数の合計に基づいて算出しております。なお、実際に当社が交付する新株予約権の数は、エー・ディー・ワークスの上記新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 4 割当対象者は、基準時におけるエー・ディー・ワークスの新株予約権原簿に記載又は記録されたエー・ディー・ワークスの新株予約権に係る新株予約権者であります。
- 5 新株予約権は、2019年10月21日に開催されたエー・ディー・ワークスの取締役会の決議及び2019年11月29日開催予定のエー・ディー・ワークスの臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う本株式移転に伴い発行する予定です。

第二部 【組織再編成(公開買付け)に関する情報】

第1 【組織再編成(公開買付け)の概要】

7 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(訂正前)

1. 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

省略

2. 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

本株式移転に際して、エー・ディー・ワークスが既に発行している新株予約権については、本株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件(同号ホに関するものに限ります。)に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生いたしません。

また、エー・ディー・ワークスは、本届出書提出日現在において、新株予約権付社債を発行しておりません。

組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法について

省略

(訂正後)

1. 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

省略

2. 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

本株式移転に際して、エー・ディー・ワークスが既に発行している新株予約権については、本株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件(同号ホに関するものに限ります。)に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生いたしません。

また、エー・ディー・ワークスは、本訂正届出書提出日現在において、新株予約権付社債を発行しておりません。

組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法について

省略

8 【組織再編成に関する手続】

(訂正前)

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、エー・ディー・ワークスは、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、エー・ディー・ワークスの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、エー・ディー・ワークスの本店において2019年11月14日よりそれぞれ備え置く予定です。

省略

(訂正後)

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、エー・ディー・ワークスは、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、エー・ディー・ワークスの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、エー・ディー・ワークスの本店において2019年11月14日よりそれぞれ備え置いております。

省略

第2 【統合財務情報】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社であるエー・ディー・ワークスの最近連結会計年度の主要な連結経営指標は次のとおりです。これらエー・ディー・ワークスの連結経営指標等は、当社の連結経営指標等に反映されるものと考えられます。

省略

(訂正後)

当社は新設会社であるため、本訂正届出書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社であるエー・ディー・ワークスの最近連結会計年度の主要な連結経営指標は次のとおりです。これらエー・ディー・ワークスの連結経営指標等は、当社の連結経営指標等に反映されるものと考えられます。

省略

第三部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

4 【関係会社の状況】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスの関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 1 組織再編成の目的等 3 . 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 (1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」に記載のとおりです。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、本訂正届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスの関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 1 組織再編成の目的等 3 . 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 (1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」に記載のとおりです。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、同社の有価証券報告書(2019年6月25日提出)及び四半期報告書(2019年8月8日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、同社の有価証券報告書(2019年6月25日提出)及び四半期報告書(2019年8月8日及び2019年11月14日提出)をご参照ください。

2 【事業等のリスク】

(訂正前)

当社は本届出書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転によりエー・ディー・ワークスの完全親会社となるため、当社の設立後は、本届出書提出日現在におけるエー・ディー・ワークスの事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなり得ることが想定されます。エー・ディー・ワークスの事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクは以下のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本届出書提出日現在においてエー・ディー・ワークスが判断したものです。

省略

(訂正後)

当社は本訂正届出書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転によりエー・ディー・ワークスの完全親会社となるため、当社の設立後は、本訂正届出書提出日現在におけるエー・ディー・ワークスの事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなり得ることが想定されます。エー・ディー・ワークスの事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクは以下のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本訂正届出書提出日現在においてエー・ディー・ワークスが判断したものです。

省略

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスの経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書(2019年6月25日提出)及び四半期報告書(2019年8月8日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスの経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書(2019年6月25日提出)及び四半期報告書(2019年8月8日及び2019年11月14日提出)をご参照ください。

4 【経営上の重要な契約等】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスの経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書(2019年6月25日提出)及び四半期報告書(2019年8月8日提出)をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスの経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書(2019年6月25日提出)及び四半期報告書(2019年8月8日及び2019年11月14日提出)をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照ください。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(4) 【所有者別状況】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークス(2019年9月30日現在)の所有者別状況は以下のとおりです。

2019年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	0	17	28	77	35	49	19,862	20,068	
所有株式数(単元)	0	800,079	248,477	231,612	82,117	632	2,565,983	3,928,900	8,648
所有株式数の割合(%)	0	20.36	6.32	5.90	2.09	0.02	65.31	100.00	

(注) 自己株式1,050,724株は、「個人その他」及び「単元未満株式の状況」に含まれております。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、本訂正届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークス(2019年9月30日現在)の所有者別状況は以下のとおりです。

2019年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	0	17	28	77	35	49	19,862	20,068	
所有株式数(単元)	0	800,079	248,477	231,612	82,117	632	2,565,983	3,928,900	8,648
所有株式数の割合(%)	0	20.36	6.32	5.90	2.09	0.02	65.31	100.00	

(注) 自己株式1,050,724株は、「個人その他」及び「単元未満株式の状況」に含まれております。

(5) 【大株主の状況】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスの2019年9月30日現在の大株主の状況は以下のとおりです。

2019年9月30日時点

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
田中 秀夫	東京都武蔵野市	51,108,620	13.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	17,057,500	4.35
有限会社リパティ ハウス	東京都武蔵野市吉祥寺東町1-23-20	16,216,000	4.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	14,071,900	3.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1-8-11	12,300,000	3.14
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	東京都千代田区大手町1-9-7	10,154,057	2.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海1-8-11	8,408,200	2.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	東京都中央区晴海1-8-11	7,631,500	1.95
J Pモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2-7-3	6,101,248	1.56
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員株式報酬信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	5,784,300	1.48
計		148,833,325	37.98

- (注) 1 上記のほか当社所有の自己株式1,050,724株があります。
- 2 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員株式報酬信託口)の所有株式5,784,300株は、信託を用いた役員株式報酬制度に伴う当社株式であります。
- 3 2019年7月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社及びその共同保有者が2019年6月28日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は次のとおりです

(大量保有報告書等の内容)

名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
モルガン・スタンレーMUF G 証券株式会社	東京都千代田区大手町1-9-7	3,647	1.04
モルガン・スタンレー・アン ド・カンパニー・エルエルシー	アメリカ合衆国 19801 デラウェア州 ウィル ミントン、 オレンジ・ストリート1209 コー ポレーション・トラスト・センター、 ザ・ コーポレーション・トラスト・カンパニー気 付	2,223	0.64

- 4 2019年7月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、野村証券株式会社及びその共同保有者が2019年7月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は次のとおりです。

(大量保有報告書等の内容)

名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋1-9-1	970	0.28
野村アセットマネジメント株式 会社	東京都中央区日本橋1-12-1	12,988	3.71

- 5 2019年9月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者が2019年8月30日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は次のとおりです。

(大量保有報告書等の内容)

名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友トラスト・アセットマ ネジメント株式会社	東京都港区芝公園1-1-1	12,718	3.24
日興アセットマネジメント株式 会社	東京都港区赤坂9-7-1	6,169	1.57

(訂正後)

当社は新設会社であるため、本訂正届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となるイー・ディー・ワークスの2019年9月30日現在の大株主の状況は以下のとおりです。

2019年9月30日時点

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
田中 秀夫	東京都武蔵野市	51,108,620	13.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	17,057,500	4.35
有限会社リパティ ハウス	東京都武蔵野市吉祥寺東町1-23-20	16,216,000	4.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	14,071,900	3.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1-8-11	12,300,000	3.14
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	東京都千代田区大手町1-9-7	10,154,057	2.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海1-8-11	8,408,200	2.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	東京都中央区晴海1-8-11	7,631,500	1.95
J Pモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2-7-3	6,101,248	1.56
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員株式報酬信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	5,784,300	1.48
計		148,833,325	37.98

- (注) 1 上記のほか当社所有の自己株式1,050,724株があります。
- 2 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員株式報酬信託口)の所有株式5,784,300株は、信託を用いた役員株式報酬制度に伴う当社株式であります。
- 3 2019年7月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社及びその共同保有者が2019年6月28日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は次のとおりです

(大量保有報告書等の内容)

名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
モルガン・スタンレーMUF G 証券株式会社	東京都千代田区大手町1-9-7	3,647	1.04
モルガン・スタンレー・アン ド・カンパニー・エルエルシー	アメリカ合衆国 19801 デラウェア州 ウィル ミントン、 オレンジ・ストリート1209 コー ポレーション・トラスト・センター、 ザ・ コーポレーション・トラスト・カンパニー気 付	2,223	0.64

- 4 2019年7月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、野村証券株式会社及びその共同保有者が2019年7月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は次のとおりです。

(大量保有報告書等の内容)

名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋1-9-1	970	0.28
野村アセットマネジメント株式 会社	東京都中央区日本橋1-12-1	12,988	3.71

- 5 2019年9月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者が2019年8月30日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は次のとおりです。

(大量保有報告書等の内容)

名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友トラスト・アセットマ ネジメント株式会社	東京都港区芝公園1-1-1	12,718	3.24
日興アセットマネジメント株式 会社	東京都港区赤坂9-7-1	6,169	1.57

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において当社株式の所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスの2019年9月30日現在の発行済株式についての議決権の状況は、以下のとおりです。

2019年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,050,700		
完全議決権株式(その他)	普通株式 391,839,300	3,918,393	
単元未満株式	普通株式 8,648		
発行済株式総数	392,898,648		
総株主の議決権		3,918,393	

- (注) 1. 上記株式数は、2019年9月30日時点におけるエー・ディー・ワークスの発行済株式総数に基づいて記載しておりますが、本株式移転の効力発生に先立ち、エー・ディー・ワークスの発行済株式総数が変化した場合は、当社が交付する株式数は変動いたします。
2. エー・ディー・ワークスは、当社の普通株式について東京証券取引所市場第一部に新規上場申請を行う予定です。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、本訂正届出書提出日現在において当社株式の所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスの2019年9月30日現在の発行済株式についての議決権の状況は、以下のとおりです。

2019年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,050,700		
完全議決権株式(その他)	普通株式 391,839,300	3,918,393	
単元未満株式	普通株式 8,648		
発行済株式総数	392,898,648		
総株主の議決権		3,918,393	

- (注) 1. 上記株式数は、2019年9月30日時点におけるエー・ディー・ワークスの発行済株式総数に基づいて記載しておりますが、本株式移転の効力発生に先立ち、エー・ディー・ワークスの発行済株式総数が変化した場合は、当社が交付する株式数は変動いたします。
2. エー・ディー・ワークスは、当社の普通株式について東京証券取引所市場第一部に新規上場申請を行う予定です。

第5 【経理の状況】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスの経理の状況については、同社の有価証券報告書(2019年6月25日提出)及び四半期報告書(2019年8月8日提出)をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスの経理の状況については、同社の有価証券報告書(2019年6月25日提出)及び四半期報告書(2019年8月8日及び2019年11月14日提出)をご参照ください。

第五部 【提出会社の特別情報】

第1 【最近の財務諸表】

1 【貸借対照表】

(訂正前)

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

(訂正後)

当社は新設会社であり、本訂正届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2 【損益計算書】

(訂正前)

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

(訂正後)

当社は新設会社であり、本訂正届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3 【株主資本等変動計算書】

(訂正前)

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

(訂正後)

当社は新設会社であり、本訂正届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4 【キャッシュ・フロー計算書】

(訂正前)

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

(訂正後)

当社は新設会社であり、本訂正届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第六部 【組織再編成対象会社情報】

第 1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

(訂正前)

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第93期(自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)2019年 6月25日関東財務局長に提出。

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第94期第 1 四半期(自 2019年 4月 1日 至 2019年 6月30日)2019年 8月 8日関東財務局長に提出。

【臨時報告書】

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 (株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書を2019年 6月26日関東財務局長に提出。

(訂正後)

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第93期(自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)2019年 6月25日関東財務局長に提出。

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第94期第 1 四半期(自 2019年 4月 1日 至 2019年 6月30日)2019年 8月 8日関東財務局長に提出。

事業年度 第94期第 2 四半期(自 2019年 7月 1日 至 2019年 9月30日)2019年11月14日関東財務局長に提出。

【臨時報告書】

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 (株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書を2019年 6月26日関東財務局長に提出。

（訂正前）

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は会社法の株式移転の手續に基づき、2020年4月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

（訂正後）

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は会社法の株式移転の手續に基づき、2020年4月1日に設立予定であるため、本訂正届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

（訂正前）

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は会社法の株式移転の手續に基づき、2020年4月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

（訂正後）

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は会社法の株式移転の手續に基づき、2020年4月1日に設立予定であるため、本訂正届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は会社法の株式移転の手續に基づき、2020年4月1日に設立予定であるため、本訂正届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は会社法の株式移転の手續に基づき、2020年4月1日に設立予定であるため、本訂正届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。